

第10回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年4月26日(火)午後2時00分～午後2時47分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス 3階ホール

3 出席委員 (農業委員)

1 番	太田香代子	2 番	廣瀬博一	3 番	伊崎美代子	4 番	木下勝徳
5 番	小川一英	6 番	植木健太郎	7 番	楠田耕三	8 番	平 光正
9 番	中野裕二	10 番	本多利任	11 番	山下勝也	12 番	山崎伸吾
13 番	寺田健蔵	14 番	水田 勇	15 番	中村修治	16 番	金子初夫
17 番	馬場正国	18 番	岩永豊一	会長	中川繁憲		

(農地利用最適化推進委員)

21 番	野原重光	23 番	田中八郎	25 番	増田孝徳	26 番	北岡新市
27 番	内田一郎	29 番	神崎好史	30 番	中村康弘	31 番	石橋浩昭
32 番	石橋正浩	33 番	山口俊一	35 番	寺田俊秀	36 番	末續公德
37 番	原田久也	38 番	岡田裕弥	39 番	浅田修弘	40 番	柴内成世
41 番	三宅東英	42 番	本多晋介	44 番	山本敏晴	45 番	宮崎陽一
46 番	相良栄一郎	47 番	本田勝彦	48 番	飛永敏博		

4 欠席委員

(農地利用最適化推進委員)

19 番	吉岡長久	20 番	田中芳邦	22 番	中山秀樹	24 番	本多正敬
43 番	宮崎 努						

5 議事録署名委員 1 番 太田香代子 2 番 廣瀬博一

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
議案第44号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について
議案第41号 空き家に附属した農地の指定について

そ の 他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について

事務局（〇〇） それでは、ただいまから第10回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、19番吉岡委員、20番田中委員、22番中山委員、24番本多委員、43番宮崎推進委員から欠席の届がっております。

出席農業委員数は19名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、第10回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

4月1日の人事異動で事務局の体制も変わり、今回が初めての総会となります。今までの事務局の流れを引き継ぎ、頑張ってくれることと期待をしております。

さて、前回の総会時にも申し上げておりました農業者年金の加入推進につきましては、昨年度の実績は24件で、加入者数、女性の加入者数で全国第3位ということです。すばらしい成績を収めております。これも皆さんの活動の成果であったと思っております。

また、先週の18日に3月総会時に決定した「南島原市農地等の最適化の推進」に関する意見書を太田代理と共に市長に面会し、提出してまいりました。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は19名との報告があり、総会に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に1番太田委員、2番廣瀬委員を指名し、ただいまから議案の審議に入ります。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 私のほうから議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。座って説明いたします。2ページをお願いいたします。

番号1、譲渡人、広島市の〇〇から、譲受人、有家町の〇〇へ、有家町〇〇、地目、畑で地積が291平米です。転用の目的、一般個人住宅、申請地を叔父より譲り受け、持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては所有権移転による贈与、時期については許可日、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われ。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積93.14平米です。雨水は道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流予定です。資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。4月20日の午前9時40分頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は〇〇の国道251号の有家の〇〇の交差点から有家の〇〇方面へ300mほど下ったところにありました。雨水については道路側の側溝へ排水となっていました。現地を見たところ、道路側の敷地が申請地より高いようだったので、立会いの方で確認したところ、隣接の農地に水害がないように工事をしよう業者に相談するという回答が

ありました。日照については、平屋建てで北側の奥の農地への進入路を確保するため、離して建てるということです。問題ないと見てまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思われま。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 3ページをお願いします。

番号2、北有馬町の〇〇から北有馬町の〇〇へ、北有馬町〇〇、地目、畑、地積が406平米です。転用の目的は作業場ということです。建築業を営んでいるが、現在の作業場が手狭なため、申請地を譲り受けて作業場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては所有権移転の贈与、時期については許可日、期間については永久となっております。こちらにつきましては農振内の農用地外となっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われま。作業場、木造平屋建ての建築面積82.81平米です。敷地を整地し、土留め工事と防護柵を設置して土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。22日の午後1時40分頃、〇〇委員、〇〇委員と私と、それから事務局3名で行ってまいりました。場所につきましては北有馬小浜線と〇〇の交差点から西有家方面に300mほど行ったところから左折で急な坂がありますけれども、そこを上って行って100mぐらい北へ上ったところ。ここについては、先ほど事務局から説明があったとおり、周りには昔、ミカン畑だったと思われるところで、道路のすぐ上のところを整地して、今、2段になっていますが、そこを整地して作業場をつくりたいということで、先ほど説明があったとおり水道も引かないトイレも仮設ですということ、雨水につきましては、道路側溝がずっと入っておりますので、そこに流すということでもあります。上のほうの近所の方の農地があつて、そこら辺りが大体一帯が地滑り地帯になっているので、そんなに落差はないのですけれども、整地したときに土留め工事をして、何らかの擁壁をするか、何らかの処置を取らないと後で、作業場のほうに土砂が流出しないように、その土留め工事だけはしてくださいということで話をしました。周りにも農地もありませんし、何ら問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。特に問題はないと思います。対策も取られると言われていたようなので大丈夫だと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) 4ページをお願いします。

番号3、北有馬町の〇〇から、北有馬町の〇〇へ、土地、北有馬町〇〇、地目、田、地積が138平米です。転用の目的、駐車場、既存の駐車場が返還となったため、その代替地ということで利用したいということでございます。権利の内容につきましては賃借権を設定し、許可あり次第結ぶ、期間は5年となっております。備考欄にあります農振農用地外とありますが、修正をお願いします。ここ、農振農用地になります。外というところが修正ですね、お願いいたします。

なお、こちらにつきましては農振の用途変更の手続が令和4年4月11日に完了しております。

本案件の農地区分は農業振興地域内の農用地に該当いたします。農業振興地域整備計画の軽微な変更による農業用施設への用途変更手続ということになっております。露天駐車場の面積が138平米です。敷地は碎石舗装し、コンクリート擁壁を設ける計画です。雨水につきましては自然流下となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。20日1時20分頃、〇〇委員、また〇〇委員、事務局3人と見てまいりました。場所は北有馬の県道から〇〇に入って200mぐらいですね、〇〇の選果場のある前ですね。周りをコンクリ擁壁ということで、汚水はもちろん駐車場ですので発生しないと先ほど話があったとおりでございます。雨は砂利を敷いて吸い上げるということでございますので、別に何ら問題はないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、問題はないと思うのですが、実は私、ここ毎日通るのですけれども、ビニールハウスがところですが、山側に入るとき、ちょっと視界が悪くて、出る側も通る側も、結構今まで左から出てくる車がなかったので、皆さん結構スピードを出されるので、交通安全上、建物側のほうにでもカーブミラーか何かつけていただいたほうが、安全面のほうからいいのかなとちょっと思いました。

議長 交通安全上、ちょっと問題があるのではないかとということですので、そういう標識等、立てていただけるようにお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですかね。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

事務局(〇〇) すみません、ちょっと追加で説明。

議長 事務局、どうぞ。

事務局(〇〇) すみません、先ほどの説明が不足していました。今回提案をしている駐車場ということですが、なぜ農業用施設に該当するかといいますと、道を挟んだところに〇〇の選果施設があります。その駐車場が別のところにあつたのですけれども、その駐車場を地主に返還して、今度道を挟んだ申請地のところに設置するというので農業用施設の一部ということになりますので、先ほど農振農用地の用途変更で手続が完了しているということになります。以上でございます。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第43号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 5ページをお願いします。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規4件、5,471平米、再設定が4件、9,548平米の合計8件の1万5,019平米です。使用貸借権は再設定のみの3件、3,507平米です。所有権移転が売買のみ3件、合計の1,759平米です。中間管理事業一括方式分になりますが、こちらが新規のみで、賃貸借権が2件、3,839平米、使用貸借権が2件、7,109平米の合計4件、1万948平米です。

それでは、個別の案件について朗読します。

なお、再設定および一括方式につきましては、朗読を割愛させていただきます。

(議案第43号 賃貸借権 番号1~4、所有権 番号12~14を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等を伺うところでありますが、5ページの番号1は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

議長 それでは、次に、番号1について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 それでは、番号1についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第43号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第44号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について** 番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いいたします。

議案番号第44号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。

まず、番号2番につきましては4月20日付で取下げがっておりますので、この分は削除をお願いいたします。

今回の案件につきましては編入が1件、除外が2件となっております。

1番から読み上げて説明します。

番号1、北有馬町の〇〇、北有馬町〇〇ほか1筆、地目が畑と田とあります。こちらは編入ということで、理由といたしましては、中山間地域等直接支払制度の活用によって周辺農地との一体的管理による地域保全を行うということで、編入ということでございます。場所につきましては、〇〇より北へおよそ2.5kmの場所に位置しております。農地として適正に管理することが見込まれ、適当であると思われま。

次、10ページをお願いいたします。

3番、福岡市の〇〇、北有馬町〇〇、地目が畑、地積が3,941平米となっております。こちらは除外ということで太陽光発電設備49.5キロワットを設置したいということでございます。こちらにつきましては、北有馬町の〇〇にあります〇〇から東へ350mほどの場所に位置しており、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当すると思われま。

続きまして、番号4、南有馬町の〇〇、南有馬町〇〇の一部ほか、宅地となります。地目が畑と宅地、こちらにつきましても除外ということで、自動車整備工場及び中古車の展示場として利用したいということでございます。場所につきましては、〇〇から北西へ700mほどの場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われまますが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。

以上、3番、4番の除外の案件につきましては、立地基準上の転用は可能と思われま。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問を受けたいと思いますが、1番の案件ですけれども、編入ですね、特に北有馬の委員さん、推進委員さん、ご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。2番は取下げということでありますので、3番の北有馬の案件ですけれども、除外申請、北有馬の委員さん、ご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員さんのほうから何かここについてご意見等ありませんか。よろしいですか。はい。

4番は南有馬の案件ですけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障ない旨の回答をいたします。

次に、**議案第41号 空き家に附属した農地の指定について** 事務局より説明をお願いします。
事務局(〇〇) 議案第41号 空き家に附属した農地の指定について説明いたします。

この案件につきましては、先月の総会において提案してお諮りしましたが、一部、2番目の土地、〇〇の畑、638平米が周りと同じようにレタスが作付されておるということで、一旦保留になった案件になります。

今回、所有者の方、〇〇に確認したところ、現在、この農地については雲仙市南串山の方がレタスを作付けておりましたが、今作をもって作付をしないということで、申出があつていたということで、次の耕作者も見つからない状況ですので、今回改めて指定をお願いしたいということ

で、申出があっておりますので、よろしく申し上げます。

議長 前回保留とした案件であります。ただいまの説明のとおり、あとを作付する人がいないというところで、皆さんのご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、原案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、原案どおり空き家に附属する農地の指定をすることに決定いたします。

12ページは**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

13ページは**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

次に15ページ、**農地転用許可不要案件届出**について 番号1について事務局より説明をしてみるところであります。その前に、不要案件届出についての内容について事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局(〇〇) 許可不要案件について、若干説明をさせていただきます。

農地を農地以外のものにする農地転用につきましては、原則、県知事の許可が必要になります。電気工作物、電柱とか携帯電話の無線基地局等、許可が要らない案件があります。その中に一つ、耕作の事業を行う者がその耕作の目的のために農業用施設を200平米未満の面積で設置する場合、例外的に県知事の許可が不要になります。その場合につきましては、農業委員会に届出が必要ということで、今回このような申請が上がっております。

なお、農地の一部分でありますので、地目につきましては登記法によって一筆丸々同じ地目でない地目変更ができないということになりますので、農業委員会といたしましては、農地台帳の整備上は、一筆を分割して、現況地目はそれぞれの地目で台帳上整備します。登記簿上この分の地目変更はしなくていいのかということになりますが、この部分については分筆登記が必要になってきます。先ほど言いましたとおり、一部分だけ宅地の地目にする登記はないので、分筆して、地目を変更する必要があります。費用が発生する案件でもありますので、基本的には、農業委員会としましては、登記まで変えるという指導はしておりません。

いざどうしても地目変更したいということであれば、申出人の方に受理通知をお渡ししますので、その受理通知と分筆登記をされた上で、法務局で地目変更をする手続が必要になってきます。こちらのほうの案件につきましては、あくまで農地台帳上の整備のための届出になります。私のほうからは以上です。

議長 初めて委員になられた方もいらっしゃるかと思いましたが、知っている方もいらっしゃるけれども再度確認のため説明をしていただきました。

それでは、番号1より、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(〇〇) それでは、15ページをお願いいたします。

農地転用許可不要案件届出について、番号1から説明いたします。

布津町の〇〇、布津町〇〇、地目が畑、現況が宅地です。地積が69平米になります。転用の目的が農舎、平成5年4月に農舎を建築し、現在も利用しているということでございます。なお、農振内の農用地で、こちらにつきましても4月11日付で農業用地ということで農地変更の手続が完了しております。なお、始末書の添付もあっております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。4月22日、午前10時35分頃から〇〇委員、布津の〇〇委員、事務局3名の計6名で行ってまいりました。場所は布津のグリーンロードの〇〇から山手のほうへ5、600m上ったところにあります。平成5年頃、倉庫を建築されておりますが、周りは申請者の宅地及び農地でありますので、日照に関しては問題ないと思います。また、雨水に関してはパイプを通じて農道の側溝に流しているということで問題ないと認められました。加えて〇〇委員からも現地を見た結果、問題ないだろうということでした。以上です。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇委員がおっしゃるとおり、問題ないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

次に、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(〇〇) 16ページをお願いいたします。

番号2、西有家町の〇〇、西有家町〇〇の一部、地目が畑、現況が畑です。地積が2,503平米のうちの156平米を転用となっております。転用の目的、農業用倉庫を建築したいということでございます。建築面積は84平米となっております。なお、農振農用地内ということで、用途変更の手続が4月11日付で完了しております。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番、〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。4月20日9時10分ぐらいから〇〇委員、〇〇委員、事務局3名、計6名で見てまいりました。場所は県道47号線雲仙西有家線の〇〇の近くになります。雨水については県道に側溝があり、そちらへ流すということでした。日照については、平屋建てで北側は道路を挟んで宅地、西側は申請人のビニールハウスで日照を確保するため離して建築するというので、問題はないと見てまいりました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番の〇〇です。ただいま〇〇委員の報告のとおり、何ら問題はないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 すみません、さっきの農地転用許可不要案件届出で事務局から説明がありましたが、この案件の現場を確認しに行ったときに、私の勉強不足で、これ同じ所有者の農地です。ここだけ、ここに倉庫を建てるとなったときに分筆をしないで転用、宅地に転用しなくていいのかなと思って質問したところ、これは届けだけでいいということで聞きました。そういうことです。

議 長 〇〇委員の誤解もあったようですが、だから先ほど事務局から説明があったように、そういうことです。ほかの委員さんも勘違いされていらっしゃる人もいると思いますけれども。

ほかに何かご意見等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 異ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理いたします。

以上をもちまして議事を終了いたします。